

随意契約理由書

件名	垂水処理場 1・2号東送風機補修
契約の相手方	株式会社電業社機械製作所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>今回補修を行う1・2号東送風機は、生物反応槽に必要な空気を送風する設備であり、もし機能不全が発生した場合、処理場の運転に支障をきたすことになる。</p> <p>本補修は、潤滑油漏れが発生している1・2号東送風機本体の主要部品の取替を行うことにより、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>今回改修を行う1・2号東送風機は、上記業者により製造・据付され、本改修を行うためには製造会社しか知りえない技術資料及び送風機設備としての機能を発揮させるための総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該機器の製造会社である上記業者しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター管理課(垂水処理場)施設係 電話番号 078-752-5017